

東京大学医学図書館規則

制定 平成22年3月17日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第9条及び東京大学大学院医学系研究科組織規則第12条第2項の規定に基づき、東京大学医学図書館（以下「医学図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 医学図書館は東京大学大学院医学系研究科・医学部（以下「医学系研究科・医学部」という。）における研究及び教育に資するため、図書館資料を収集・保存しその有効な利用を図り、研究科における情報化を推進するとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、管理・運営することを任務とする。

(医学図書館長)

第3条 医学図書館長（以下「館長」という。）を置く。館長に関する内規は別に定める。

(事務)

第4条 医学図書館の事務は、研究科事務部が処理する。

(医学図書館運営委員会)

第5条 医学図書館の運営に関する重要事項を審議するため、医学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(情報化推進室)

第6条 医学系研究科・医学部の情報システム及びネットワークの管理運営に関する業務を行うため、情報化推進室を置く。

2 情報化推進室の組織運営及び業務については、別に定める。

(図書館資料)

第7条 第2条に定める任務を達成するため、医学図書館に、図書・雑誌、視聴覚資料、その他必要な図書館資料を備える。

(施設)

第8条 医学図書館に次の施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) マルチメディアコーナー
- (3) 書庫
- (4) 史料室

医学図書館規則

(5) 情報化推進室

(6) 前各号に掲げたもののほか、医学図書館の任務を達成するために必要な施設
(利用)

第9条 医学図書館の開館日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、医学図書館の運営及び利用に関し必要な規則は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。